

G H S 研究会中間報告

1. 研究会目的

1992年リオデジアネイロで開催された「国連環境開発会議」に於いて「アジェンダ21」第19章に行動計画が記されて以降、化学物質管理は環境と開発に係る国際的取組みの中で主要な課題と位置づけられている。この行動計画は、2002年ヨハネスブルグで開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議」(WSSD)を経て現在に引き継がれている。

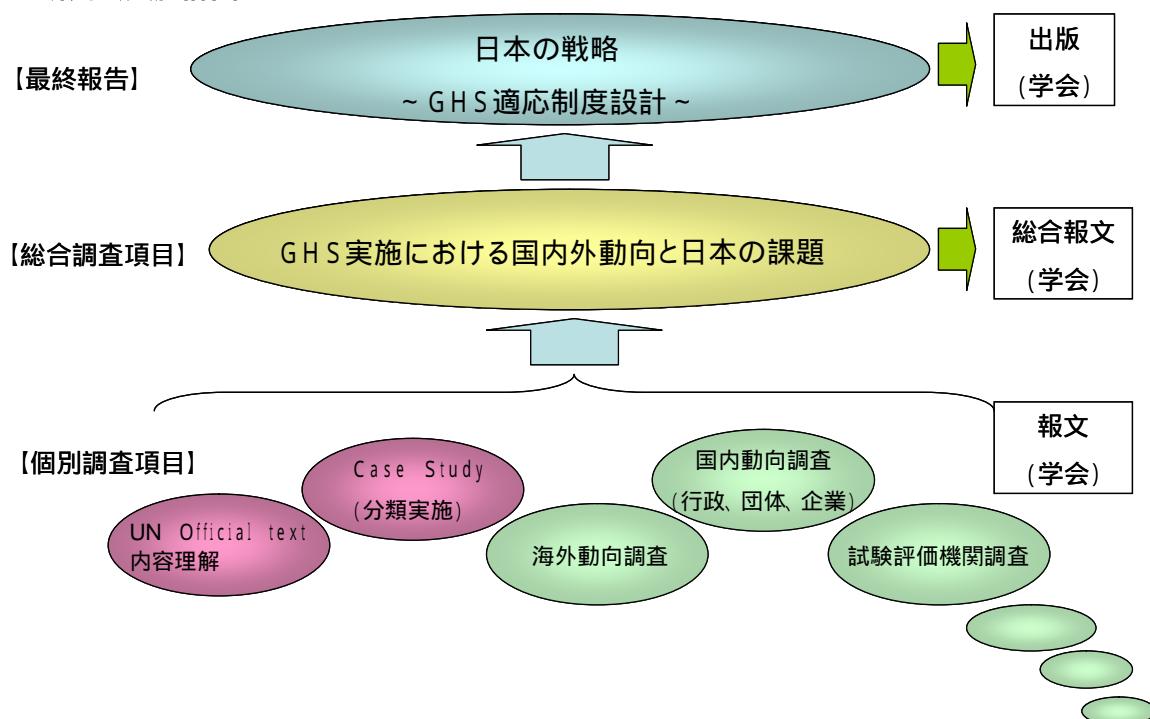
こうした国際的活動の成果として、ロッテルダム条約(1998年9月)、ストックホルム条約(2001年5月)、TBT条約(2001年10月)として採択された。これらの条約の実質的内容は、わが国においては、10年以上も前から自主管理として先進的に進められてきたものである。条約の国内対応が円滑に行われたわけはここにある。

今後の取組みとしては、化学物質の生産・使用がヒト健康および環境にもたらす悪影響を2020年までに最小にすることを目指すこと、国際的な化学物質管理に関する戦略的なアプローチを2005年までに策定することなどが合意され、WSSDの「実施計画」文書の一部として採択された。さらに2003年に開催された第4回化学品の適正な管理のための政府間フォーラム:IFCS

(Intergovernmental Forum on Chemical Safety)において、化学品の分類および表示の世界調和システム(GHS, Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)の2008年における完全実施が再確認された。さらに、日本をはじめアジア太平洋経済協力(APEC)に属している国々では、2006年までの実施が目標とされている。しかしながら、国内における準備状況は遅れしており、早急に体制整備を含めた対策をとる必要がある。

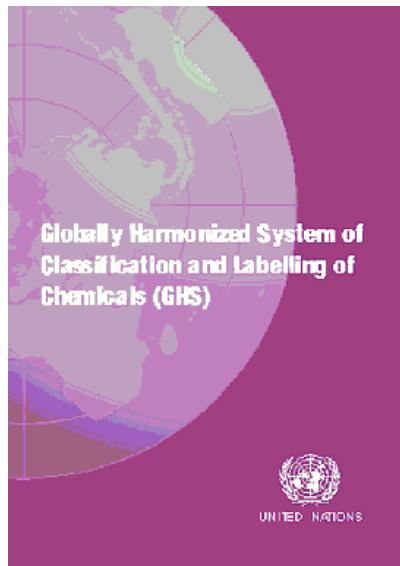
本研究会は上記国際動向を受け、GHSに関する内容と海外動向の調査を行うと共に、幾つかの試行を通じて現行の日本における法規制、試験／評価／分類体制、企業行動等の検証を行い、日本におけるGHS適応制度設計への提言を行うことを目的とする。

2. 研究会実施計画:

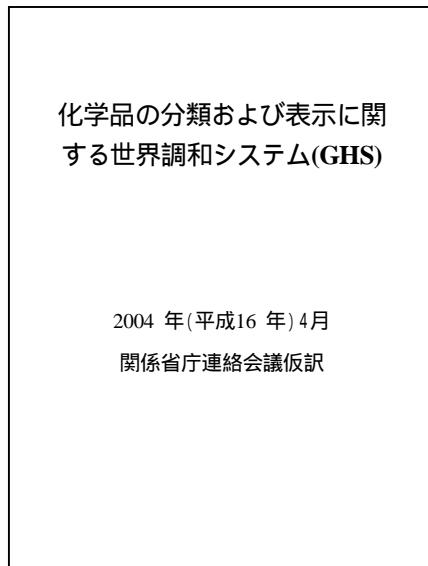


3. 調査・研究内容：

1) GHSに関する内容調査：UN Official textの内容理解



GHS国連文書 (Purple book)



GHS 関係省庁連絡会議仮訳

2004年4月よりGHS国連文書(UN Official text :Purple book)と2004年4月に公開された「化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)」(関係省庁連絡会議仮訳)を用いてGHSに関する内容理解の調査を行った。

その内容理解の調査の過程において幾つかの議論がなされた。当該議論の内容に関しては、報文「GHS分類実施上の課題に関する研究」にまとめた。

2) 試行：既存化学物質・混合製品を用いたGHS分類実施

2004年5月より代表的な化学物質を対象に予備的な試行調査を行った。

対象物質として化学物質排出把握管理促進法の対象物質からトルエン等を選択した。有害性情報としては、専門機関が作成している有害性評価書と各企業が発行しているMSDSをGHS分類の基となる有害性情報とした。GHS分類の実施者は、有害性試験に精通している専門機関のGHS分類担当者及び企業の担当者でGHS分類を実施した。第一の試行では同一の有害性情報を基にGHS分類実施者を変更して分類を実施し、第二の試行では同一の分類実施者が有害性情報を変更してGHS分類を実施した。試行結果の一部を以下に示す。

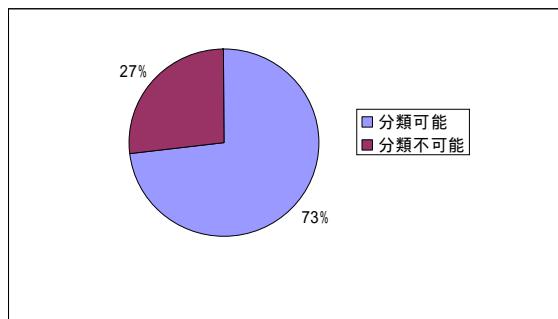


図1 化学物質評価研究機構の有害性評価書を用いた分類試行結果

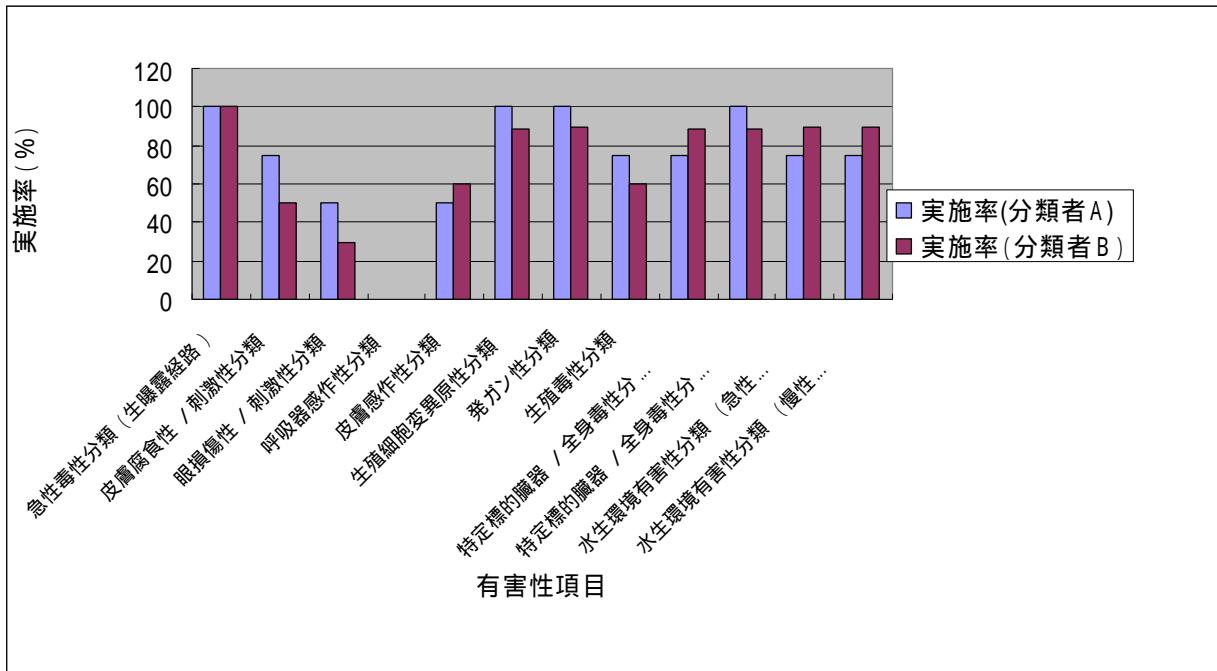


図2 有害性項目毎の分類実施率（有害性評価書使用）

この試行の結果、実際のGHS分類を実施するにあたり、有害性情報の不足に起因する低い分類可能率、分類実施者の違いによる分類の差異、有害性情報伝達手段としてのMSDS（化学物質安全性データシート）の記載項目の不足など多くの課題が見出された。これは今後、GHSが実施されるにあたり、潜在的な問題点を含んでいることを示している。加えて、ハザード評価・リスク管理そしてリスクコミュニケーションのための社会的制度や基盤の弱さが示唆された。

当該試行の評価に関しては、報文「GHS分類実施上の課題に関する研究」にまとめた。

4. 今後の調査・研究予定：

調査（1）有害性情報基盤調査

ハザード評価・リスク管理やリスクコミュニケーションを的確に実施する上で基礎となる有害性情報に関する社会的な基盤のあり方を明らかにすることを目的とし、GHS分類に必要な有害性情報に関し、国内外の幅広い有害性ソースの整備状況の調査と情報の信頼性の調査を行い、有害性情報収集における課題・問題点を調査する。調査の結果見出された課題・問題点を整理し、その結果を基にハザード情報伝達の社会的基盤のあり方についてまとめる。

調査（2）標準分類手順調査

ハザード評価の第一段階として化学物質のハザード（有害性）を世界的に統一された分類方法で実施する必要があり、この分類を行う上で標準分類手順を策定する事を目的にして、UNECE(United Nations Economic Commission for Europe)のOfficial textの分類手順に準じて化学物質の分類を実際に実施し、各有害性項目の分類の過程において生じる課題・問題点を調査する。調査の結果見出された課題・問題点を基に標準分類手順をまとめる。

調査（3）分類者スキル調査

ハザード評価およびハザード情報の伝達を実際に行う人材の必要なスキルを明らかにし、分類者の評価基準を策定することを最終目的として、UNECEのofficial textの分類手順に準じて化学物質の分類を実際に実施し、GHS分類における企業および分類者の必要なスキルと分類結果の受け入れに関する課題・問題点を調査する。平成17年度は、以下の項目を調査する。

1) GHS分類者スキル

GHS分類に必要な物理化学的性状及び有害性に関して専門的な知識に関し調査を行う。

2) GHS分類結果の受入スキル

GHS分類が有効に生かされるためには、提示された分類結果を正確に理解し、理解に基づいて行動するスキルが求められる。アンケート調査等を通じて、GHSや広く化学物質管理に関する理解度の調査を行う。

調査（4）試験評価機関調査

ハザードを評価する専門機関は、一定のスキルを有している必要があり、そのスキルについて検討する必要がある。このため国内の試験調査機関の調査を行い、各調査機関の問題点・課題を調査する。

調査（5）企業動向調査

ハザード評価・管理およびハザードコミュニケーションを実際行う企業の必要なキャパシティを明らかにするため、GHS実施に向けた業界・企業の準備・対応状況を調査し、各関係機関がGHS分類の実施が可能な状況かどうかを調査し、GHS分類に必要なキャパシティを明らかにする。平成17年度は、化学物質に係る業界のGHS導入に関する準備状況を調査し、海外動向調査の結果得られた海外の業界との比較評価により、日本の業界がGHSを導入するまでの課題を抽出する。

調査（6）制度・社会動向調査

ハザード評価・管理およびハザードコミュニケーションに関する各調査の比較材料に供するための制度・社会動向調査をまとめることを最終目的とする。GHS実施に掛かる先進各国やAPEC所属国における実施に向けた準備状況を調査する。また、化学物質審査規制法、化学物質排出把握管理促進法（いわゆるPRTR法）等日本の化学物質管理にかかる法体系を調査し、海外動向調査の結果得られた海外との法体系との比較評価により、現行の法制度がGHSを活用するための要件を備えているかを検討し、GHSを有効に活用するためにあるべき法体系実現に向けた課題を抽出する。

文責：GHS研究会 山崎隆生

（お茶の水女子大学 ライフワールド・ウォッチセンター）